

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
II 記載要領及び留意事項	II 記載要領及び留意事項
その他	その他
関税法基本通達 89-5(3)に規定する教示は、次の表の第1欄に掲げる様式番号に係る書面により処分の通知を行う場合において、それぞれ同表の第2欄に掲げる様式番号に係る書面を添付するなどして行うものとする。	関税法基本通達 89-5(3)に規定する教示は、次の表の第1欄に掲げる様式番号に係る書面により処分の通知を行う場合において、それぞれ同表の第2欄に掲げる様式番号に係る書面を添付するなどして行うものとする。
第1欄	第2欄
税関様式C第1002号-2	<u>税関様式C第7007号</u>
税関様式C第1002号-3	<u>税関様式C第7007号</u>
税関様式C第1040号	税関様式C第7007号
(省略)	(省略)
第1欄	第2欄
(新規)	<u>(新規)</u>
(新規)	<u>(新規)</u>
税関様式C第1040号	税関様式C第7007号
(同左)	(同左)